

## トピックス (主な内容)

- 特集記事：P 1・2  
・「暮らしのレスキューサービス」の高額請求に注意！
- 消費生活関連情報：P 3  
・生前整理の進め方とポイント
- 消費生活関連情報：P 4  
・地産地消とSDGs  
・消費生活教室のお知らせ

## 特集記事

『暮らしのレスキューサービス』の  
高額請求に注意！

日常生活で『トイレの詰まり』『水漏れの修理』『鍵の修理・解錠』『害虫・害獣の駆除』など、緊急事態が起こることも…。緊急時は気持ちが焦り冷静な判断ができないことに乗じ、次々と高額な作業を勧める悪質な事業者も存在します。

インターネット上の安価な広告を信用し、トラブルに発展することも多くあります。

## トイレ詰まり・水漏れの修理に高額請求！



■自宅のトイレが詰まったので、慌ててインターネットで修理業者を探した。『トイレの修理550円から』という事業者に電話をかけ、料金を尋ねたが「見ないと分からない」と言われたので、自宅に来てもらった。

高圧ポンプを使った簡単な作業では詰まりが解消せず、便器を外して修理をする事になり、25万円を請求された。「現金で払えば20万円にする」と言われ、ATMで引き出し現金で支払ったが、後から考えるとホームページの料金と大きく差があり高額だ！



## 害虫(ゴキブリ)駆除で高額請求！



■深夜、自宅にゴキブリが出たので、インターネットで害虫駆除の事業者を探した。『ゴキブリ駆除、基本料金900円から』という事業者を見つけ電話で作業を依頼した。

来訪した事業者から「燻煙剤を散布するので3万円かかる」と言われ、高いと思ったが了承した。その後、侵入口の封鎖や別の薬剤の散布等を勧められ、総額で12万円になった。仕方なくその場で支払ったが、後で考えると必要な作業だったのだろうか？



次ページにつづく▶▶▶

## 玄関の解錠で高額請求！



■深夜に帰宅した際、自宅の玄関の鍵が見つからず、慌ててインターネットで事業者を探した。`鍵開け8,000円から、という業者を見つけ、電話をした。

その後、作業員が来訪し、「この鍵は特殊で解錠に10万円かかる。支払は現金で！」と言われた。現金は5万円しかないと言うと5万円に減額された。

玄関の鍵は特殊な鍵ではなかったが、事業者の高圧的な態度に怖くなり、作業を依頼し5万円を現金で支払った。

## トラブルにならないために…。



### ■緊急の修理等に備えて、事前に準備をしておきましょう！

- ・普段から生活圏域の事業者の情報を集め、家庭内で共有しておきましょう。
- ・戸建住宅の場合は住宅メーカーや施工業者に、分譲マンションの場合は管理事務所等に、賃貸住宅の場合はオーナー（大家）や管理会社等に緊急時の対応について相談しておくとう安心です。

### ■作業前に、料金と作業内容を確認しましょう！

- ・インターネット上の広告にある安価な料金や、電話で言われた料金で依頼できるとは限らないので、作業に取りかかる前に料金と作業内容を確認しましょう。
- ・契約をせかさされたり、次々と高額な作業を提案され、その必要性や料金・内容に不安がある場合は、その場で判断せずに作業を断りましょう。

### ■作業後に高額な料金を請求された場合は、その場で支払うのは避けましょう！

- ・高額な請求や修理箇所の不備等、料金や作業内容に納得できない場合は、支払う意思があることを伝えて、その場での支払は断りましょう。
- ・事業者の態度に身の危険を感じた時は、速やかに警察に連絡するのも一つの方法です。

### ■困ったら、消費生活総合センターへ相談しましょう！

- ・広告等の安価な料金を見て修理を依頼したが、実際には当初想定した料金とかけ離れた高額な修理を勧められて契約した場合は、『クーリング・オフ』等が適用できる可能性があります。

『横浜市消費生活総合センター』へ相談しましょう！

## 横浜市消費生活総合センターのご案内

契約などのトラブルでお困りのときは  
こちらまでお電話ください ▶▶▶

TEL 045-845-6666

平日9:00~18:00  
土・日9:00~16:45





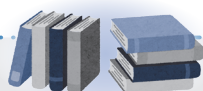
## 生前整理の進め方とポイント



生前整理は、物や情報等の整理と併せて心の整理にもなります。身辺を整理することで、自分の人生や夢を振り返り、今後やりたいことや新しい目標を見つけるきっかけにもなります。

生前整理は、体力と判断力・管理能力などが必要とされるため、元気なうちに始めて定期的に見直しましょう。

物と心を整理して、人生を前向きに考え、安心して充実した時間を過ごしましょう！



### 物品の整理



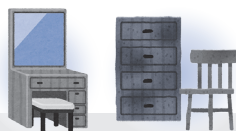
- ・衣類や本、食器などは「**使用しているもの**」、「**使用していないもの**」、そして「**思い出の品物**」などに分類し、手放すと決めたものはごみとして**市の分別ルール**に基づき処分しましょう。
- ・不用品でもまだ使用できるものは、**リユース**等のサービスを利用しましょう。
- ・写真には多くの思い出が詰まっていますが、お気に入りの写真を厳選するなど**整理**しましょう。



### 情報の整理



- ・さまざまな**契約先**や**取引先**を書き出し、可視化しましょう。
- ・**保険証券**は、保険会社名と証券番号や契約内容・保険期間・受取人が分かるように整理しましょう。また、**保障内容が現状に合った内容**かどうか確認しましょう。
- ・**預金通帳**、**クレジットカードの情報**や**ネット関連のID・パスワード**などは一覧にしておく便利です。ただし、保管の際の**セキュリティ**には十分気をつけてください。



### 不用品回収サービスのトラブル

- ・ネット広告で不用品回収業者を見つけ電話をすると「家具4点で4万円ぐらいだが、見ないと分からない」と言われたので、家に来てもらった。「4万円は運搬費で処分費用は別に12万円、合計16万円」と言われ、「高いので検討する」と伝えると、料金が下がり**最終的には10万円**で契約した。
- ・ネット広告の料金には追加料金が発生するケースも多く、注意が必要です。
- ・不用品は、市が案内するルールで処分し、分別方法が不明な場合は市の窓口にお問い合わせましょう。

### デジタル遺品のトラブル



- ・亡夫が利用していた決済アプリの残高を確認したいが、**スマートフォンのロックが解除できない**。
- ・亡母が契約していたネット通販の有料会員を解約したいが、IDやパスワードが分からず**ログインできない**。
- ・まずは事業者や契約先に連絡をして、解約手続きを確認しましょう。
- ・スマートフォンやパソコン等のデジタル端末の**パスワード**は、もしもに備えて家族に分かるようにしておきましょう。

## ■□■ 地産地消とSDGs ■□■

地産地消とは、**その土地でとれたものを、その土地で消費すること**をいいます。

地産地消は、持続可能な開発目標(SDGs)の『**つくる責任つかう責任**』(目標12)や『**気候変動に具体的な対策を**』(目標13)などに貢献する消費生活活動です。



### 横浜市の地産地消の取組

横浜市では、市民の皆様には横浜の農業と農畜産物の情報を届け、日常の暮らしの中に、横浜の農業と農畜産物のつながりをつくっていきたいと考え、地産地消を進めています。



- ・新鮮で美味しく、旬を味わえる
- ・生産者の顔が見え、安全・安心
- ・消費者の声を直接受けて、生産者の生産意欲が高まる
- ・生産者と消費者のコミュニケーションが生まれ、地域を元気にする
- ・運搬距離が短いので、二酸化炭素の排出量が少なく、環境にやさしい



横浜市庁舎での直売



情報誌「はまふうどナビ」



詳細はこちら ▶▶▶

## ■□■ 消費生活教室のお知らせ ■□■

開催日	テ ー マ	講 師	定 員
6月17日(月) 13:30~15:30 (開場13:00)	《磯子区役所 共催》 <b>遺産と相続と贈与の話</b> ～もしものときに備えて知っておきたい税の基礎知識～	あすは税理士法人 税理士 深沢 智仁	400名
参加費無料	【会場】磯子公会堂 【交通】JR根岸線「磯子」駅下車、徒歩約5分		
7月26日(金) 13:30~15:30 (開場13:00)	《緑区役所 共催》 <b>高齢者向け住まいの種類と選び方</b> ～有料老人ホームを中心に～	公益社団法人 全国有料老人ホーム協会 参与 倉田 久	400名
参加費無料	【会場】緑公会堂 【交通】JR横浜線、市営地下鉄グリーンライン「中山」駅下車、徒歩約5分		
8月22日(木) 13:30~15:30 (開場13:00)	《保土ヶ谷区役所 共催》 <b>だまされない消費者になるための心理学</b>	中央大学 文学部 教授 有賀 敦紀	80名
参加費無料	【会場】保土ヶ谷公会堂 会議室 【交通】相鉄線「星川」駅下車、徒歩約3分		
【申込方法】事前の申込みは不要です。当日、直接会場にお越しください。先着順です。			
【対 象】横浜市内に在住・在勤・在学の方			
【問合せ先】「消費生活教室」担当 電話：045-845-5640			



### 発行 横浜市消費生活総合センター

〒233-0002 横浜市港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー 4F・5F 電話:045-845-5640 FAX:045-845-7720  
作成:公益財団法人横浜市消費者協会(指定管理者) 発行日:令和6年5月25日